優生保護法訴訟大阪高裁判決に関する声明

　去る2月22日、大阪高等裁判所は、旧優生保護法により強制不妊手術を受けた人たちが国を訴えた裁判で、同法を違憲としたうえで国に賠償を命ずる判決を言い渡しました。

　大阪地裁をはじめこれまでの一連の地裁判決では、いずれも20年の除斥期間の経過を理由に賠償請求が退けられてきました。

　そうした中で、大阪高裁が、障害者に対する差別、偏見がある中、訴訟を起こすための情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったとして、「除斥期間の適用をそのまま認めることは著しく正義、公平の理念に反する」と判示したことは、司法の良心を発揮した画期的な判決です。

　日本障害フォーラムは、大阪高裁判決を高く評価し、これを支持するとともに、これ以上原告を含む旧優生保護法に基づく多くの被害者をいつまでも苦しめないためにも、国はかかる判決を重く受け止め、上告することなく判決を確定させることを強く求めます。

　私たちは、旧優生保護法により被害を受けた方々を引き続き支援し、同じ過ちが二度と繰り返されないための取り組みを続けていきます。

２０２２年３月３日

日本障害フォーラム